

一方會社側ニ於テハ同日ヲ以テ殘留職工全部ヲ帰宅
セシメタル外何事異状ナシ
右及申へ通へ報候也

覚 書

- 一、會社ハ曩ニ解雇セル五名ノ後職ヲ認メラルコト
 - 一、會社ハ單独参加者八十五名ヲ解雇スルコト
 - 一、會社ハ解雇者全員ニ對シ解雇後苦手當十四日分及會社規定ノ退
職手当ヲ支給スルコト
 - 一、會社ハ單独國ニ對シ金一封トシテ金七千八百円也支給スルコト
- 右覚書三通ヲ複製シ并獨單議当事者双方及心調停者各一
通ヲ保持スルモノトス

昭和元年十二月二十八日

東京精糖株式會社代表

三 浦 青